

自由かつ公正な社会の実現に向けた取組
～法教育の推進～

令和8年度法務省政策評価書

～令和4年度から7年度までの活動状況と今後の方向性～

令和8年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房司法法制部
司法法制課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 法教育の推進に向けた取組
 - － 法教育の推進に向けた取組の背景
 - － 法教育の推進に向けた取組の全体像と目的
- 3 学校現場等への支援
- 4 法教育に関する情報発信等
- 5 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



<法教育の目標>

自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」を広く国民に浸透させる。

法教育の推進に関して、次のような成果の兆しが見られる。

- 学校現場における法教育の重要性については、一定程度認識されている。[p.12]
- 法に関する国民の興味・関心は高まっており、法教育の需要は高まっている。[p.19]

一方、今後の法教育の推進に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

課題① 学校現場等への 支援

・法教育の重要性は学校現場の教員において認識されている一方、法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけについては、十分に伝えることができていない。[p.13]

→ 法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけを的確に認識してもらうための取組、たとえばより広く、多くの教員等にアプローチできる法教育セミナーの企画・実施などが必要

課題② 法教育に関する 情報発信等

・SNS等の情報発信を行っているものの、Xのフォロワー数やホームページのアクセス総数では、法に関する国民の興味・関心が向上しているかどうかを評価することは困難である。[p.19]

→ 法教育を実践する教員、法教育を受ける児童・生徒、法教育施策を企画・提供する法務省という3つの視点から、法に関する国民の興味・関心が向上しているかを測定し、分析を行うことができる方策を検討する必要がある。

2

法教育の推進に向けた取組



一 法教育の推進に向けた取組の背景

法教育とは

- ・法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

法教育の推進に向けたこれまでの背景

司法制度改革における条件整備（平成11年7月～）

- ・司法の国民的基盤を確立するための条件整備の一つとして、国民に対する司法教育の充実が指摘

司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)

- ・法務省及び文部科学省に対し、学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずることとされた。

法教育研究会(平成15年～16年)

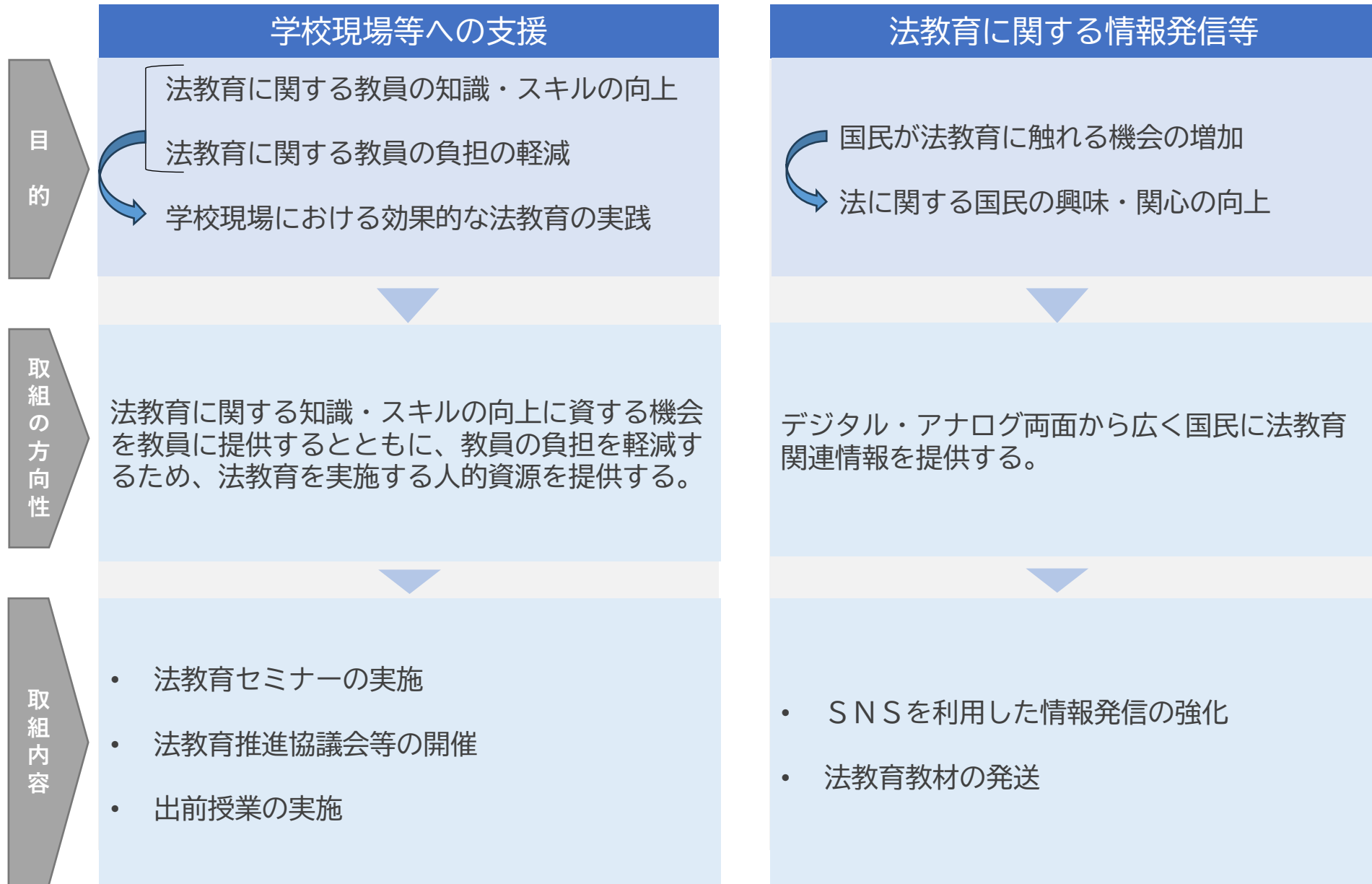
- ・法務省に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育研究会を発足させ、調査・研究・検討を開始
- ・平成16年11月4日、法教育を更に普及・発展させていく一つの方向性を指し示すため、「報告書」を取りまとめ、「報告書」の内容を具体化した四つの教材例（「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」及び「司法」）を作成

法教育推進協議会(平成17年5月～)

- ・法教育を継続して普及・推進していく必要があることから、法務省に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を新たに発足
- ・法と社会・経済・政治との関係を踏まえた学校教育における法教育の位置づけ、法教育研究会で作成した教材に基づく授業の実践状況を踏まえた教材の主題・内容の在り方、法教育実践のための関係者の連携の在り方等について検討、法教育の更なる推進に向けた施策について協議を行っている。

一 法教育の推進に向けた取組の全体像と目的

法教育の推進の全体像と目的は以下のとおり。



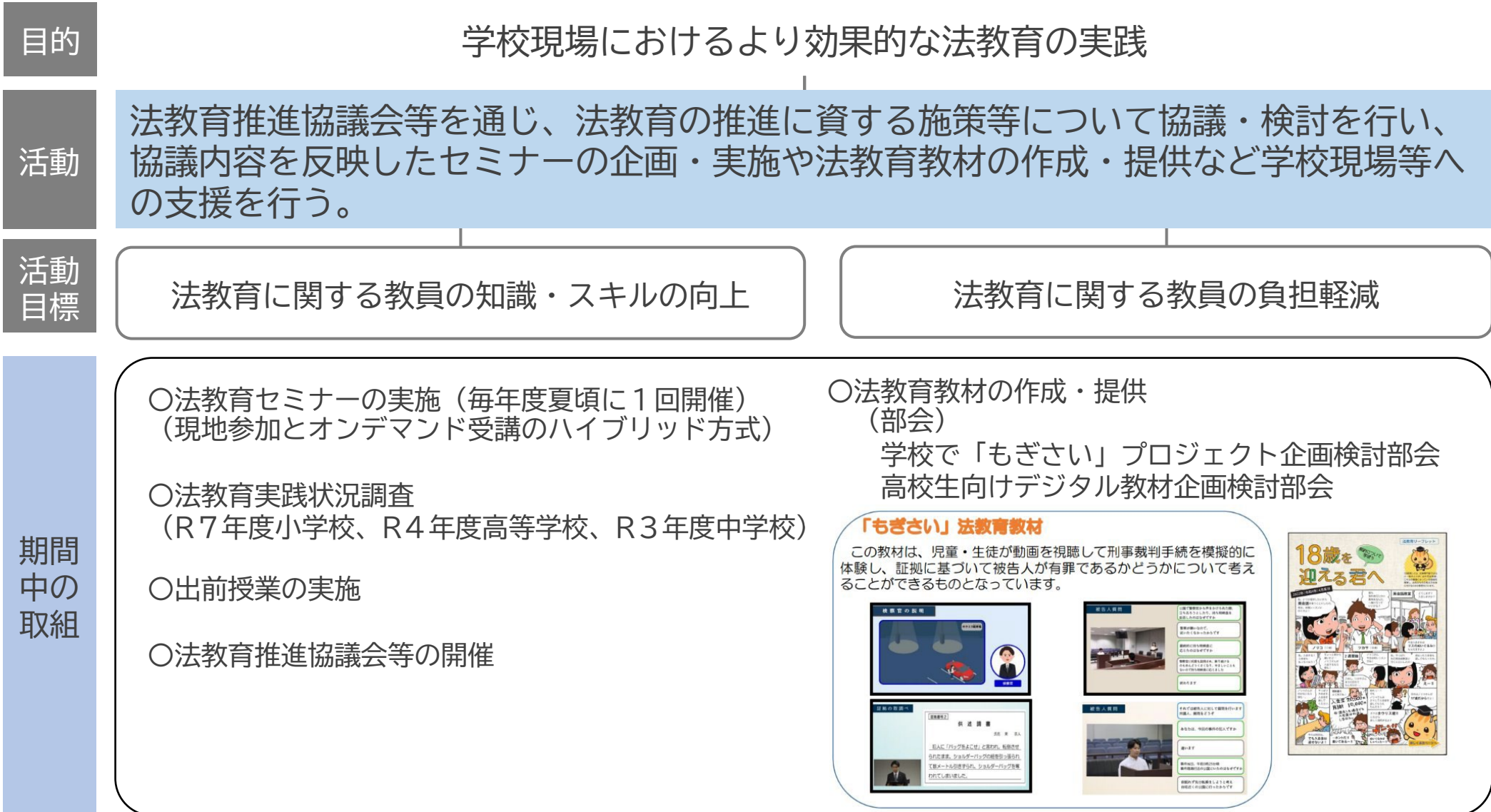
3

学校現場等への支援



一 学校現場等への支援の目的と取組

学校現場における法教育の充実を図り、児童生徒が自由に公正な社会の担い手として成長するための基盤を整えるため、知識・スキル向上を支援し、法教育を実践する教員の負担を軽減することで、学校現場における法教育の質と持続性を高める必要がある。



一 学校現場等への支援の取組状況

担い手育成のための法教育セミナーを実施するとともに、有識者会議での協議内容を反映させた法教育教材の作成・提供や出前授業の実施による学校現場等への支援を行っている。

狙い

教員等の法教育に関する担い手に対して、法教育授業の実践方法等について習得してもらうとともに、法教育授業の実施に役立つ人的・物的資源を提供することで、学校現場におけるより充実した法教育の実践環境を整備する。

指標

法教育セミナーの開催

法教育担い手育成の観点から、法教育の重要性、法教育教材を活用した具体的な法教育授業の実践方法等習得などを目的として実施

年度	対象	現地	オンデマンド
令和4年度	教員	約50名	約100名
令和5年度	教員	約70名	約200名
令和6年度	教職課程の学生、その他	約60名	約140名
令和7年度	教員、教職課程の学生、その他	約35名	約290名

法教育推進協議会等の活動

法教育の取組等に関する情報交換及び今後の在り方を検討し、施策に反映、教材作成

年度	協議会	部会
令和4年度	2回	4回
令和5年度	2回	8回
令和6年度	2回	4回
令和7年度	2回	—

出前授業の実施

学校現場を含む教育関係機関や様々な団体からの依頼に基づき、法務本省及び各局部課の地方機関で実施

年度	実施回数	参加人数
令和4年度	3,532回	209,927人
令和5年度	5,319回	235,987人
令和6年度	6,264回	314,641人

一 学校現場等への支援のアウトカム：学校現場における効果的な法教育の実践は、一定程度向上

法教育セミナーにおける法教育授業の実践例の紹介などが、法教育授業を実践する際の参考になっていることや教員のスキル向上に貢献していることが示唆されている。また、高校生向けリーフレット等の教材の全国高校への送付や出前授業の実施は、教員の負担軽減に大きく貢献していることが示唆されている。

教員のスキル向上

教員のスキルとしては、セミナー参加者からは授業の実践事例などの紹介により、今後の授業の参考になったという声が聞かれた。

- ・小学6年での実践例、参考になりました。当事者意識をもたせるための工夫、とり入れさせていただきます。
- ・実際に中学校で行われている授業案について紹介いただくことで、今後の授業案作成において大変刺激を受けた。
- ・模擬裁判の具体的な事例と授業を行った際のポイントを考えることができた。
- ・「もぎさい」を実践し、とても盛り上がった。実際授業で取り組みたいと思いました。

出典) 法教育セミナーアンケート

教員の負担減少

教員の負担減少については、社会情勢に合ったリーフレット等の送付は大変助かるという声が聞かれた。

- ・必要最小限となっており、具体的であるので、生徒に理解させやすい。
- ・授業をやって確認テストができたので興味を持って取り組んでくれた。
- ・カラーと漫画で見易く、授業での生徒の反応が良かった。
- ・成年年齢引下げについての授業は計画していなかったので、大変助かりました。
- ・出前授業等でさらに説明していただけたらと考えています。

出典) 高校生向けリーフレット発送校からのアンケート

一 学校現場等への支援のアウトカム：学校現場における効果的な法教育の実践が一定程度、実現

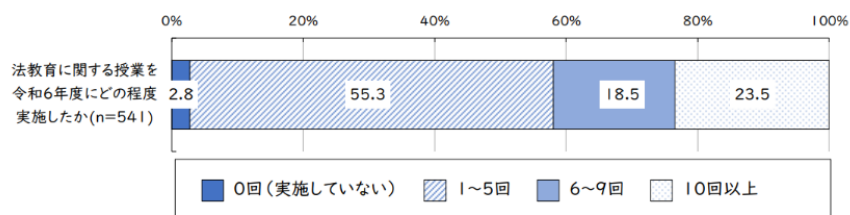
法教育の実施状況について、多くの小学校で実施されていることが分かる。背景には、裁判員対象年齢及び成年年齢の引下げや新学習指導要領への移行によって、学校現場において法教育が重要だと認識している教員が増加していると考えられる。

一方、法務省の法教育教材を利用した授業の実施状況については、伸び悩んでいることが分かる。

法教育授業の実施状況

法教育に関する授業を実施していないとの回答割合は2.8%であり、ほとんどの小学校が1回以上、法教育に関する授業を実施している。

図表 2-1-1-1 法教育に関する授業の実施の有無・実施の程度【問1】

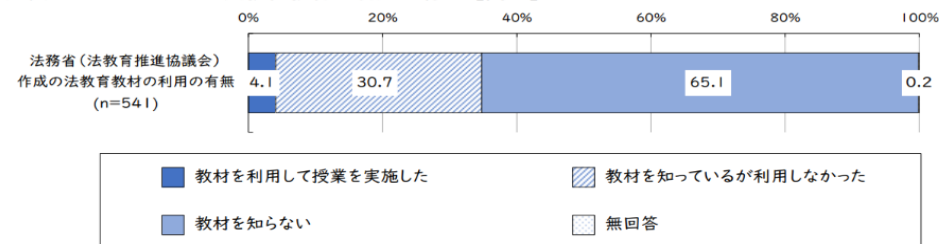


出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書(令和7年度)

法教育教材の利用状況

法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材の利用について、「教材を利用して授業を実施した」との回答割合は4.1%にとどまっている。

図表 2-2-1-1 法教育教材の利用の有無【問2】



出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書(令和7年度)

【教員の声】

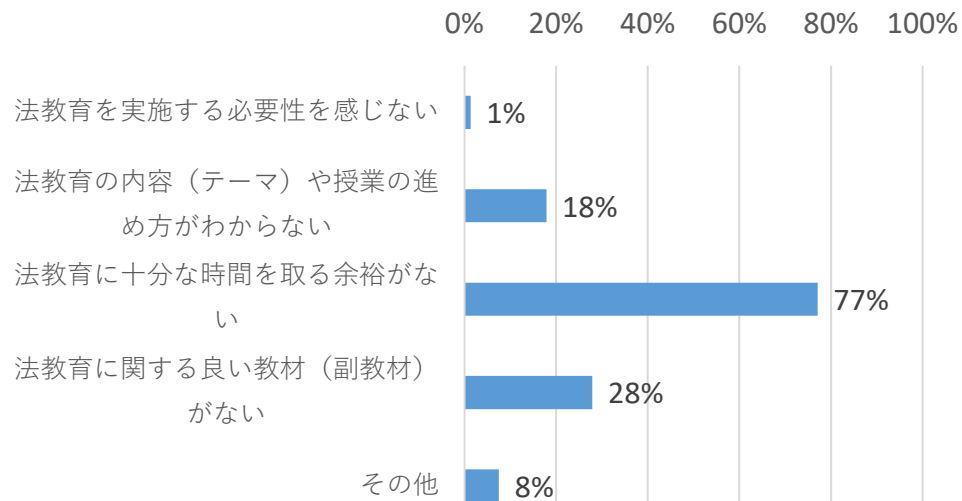
「法教育の重要性は理解している」という回答が多く寄せられている。

一 学校現場等への支援のアウトカム：学校現場における法教育の実施上の課題

学校現場における法教育の実施においては、十分な時間がない・法教育の内容や授業の進め方がわからない等の課題が挙げられている。

高等学校における法教育の課題

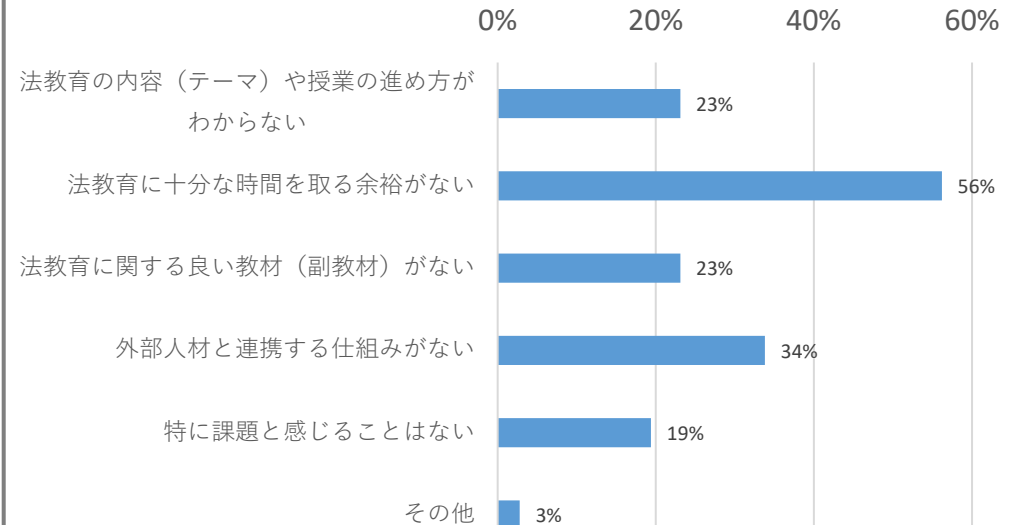
法教育への時間確保、教材、内容や方法などに課題を感じているという声が聞かれた。



出典) 高等学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書 (令和4年度)

小学校における法教育の課題

法教育への時間確保、教材、内容や方法に加え、外部人材との連携する仕組みについての課題も見られた。



出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書 (令和7年度)

【教員の声】

「（法教育を）社会でやるのか、道徳でやるのか、どの教科で実践すると有効なのかが分からない。」

「具体的に指導するに当たり、教科など明確にしなければ指導できないと思う。」

「（法教育以外の）“〇〇教育”の実施が求められ、学校現場に時間的余裕がない。」

- ・ 学校現場等への支援、法教育に関する情報発信等も引き続き重要
- ・ 各教科・教育課程での位置付けについて、考え方やモデルを示すことの検討が必要

一 学校現場等への支援のアウトカム：法務省作成の法教育教材の課題

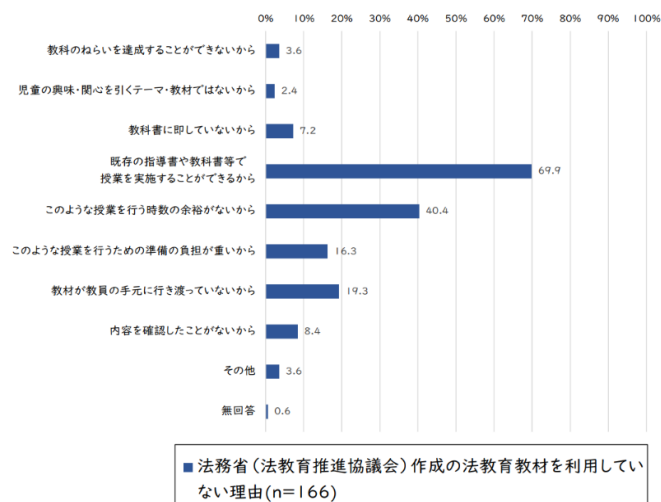
法務省の法教育教材の利用が伸び悩む背景については、法教育が既存の指導書・教科書で実施できるとする回答が多くなっている。

一方、学校現場からは動画やデジタル教材への需要があることが分かった。

法教育教材を使わない理由

「教材を知っているが利用しなかった」と回答した理由としては、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」との回答割合が69.9%と最も高くなっている。

図表 2-2-4-1 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった理由【問4】

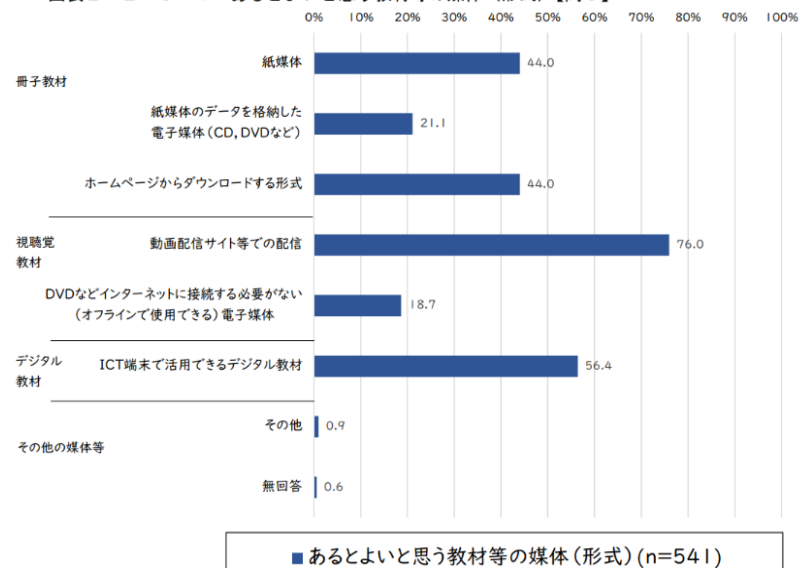


出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書 (令和7年度)

法教育教材への要望

あるとよいと思う教材等の媒体（形式）については、視聴覚教材で「動画配信サイト等での配信」の回答割合が76.0%と最も高く、次いで「ICT端末で活用できるデジタル教材」が56.4%となっている。

図表 2-2-5-1 あるとよいと思う教材等の媒体（形式）【問5】



出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書 (令和7年度)

- ・ 法務省作成の法教育教材等などの周知が不十分との声もあり、周知方法等について検討が必要
- ・ 学校現場のニーズを拾い上げ、今後の教材のあり方自体について検討が必要

4

法教育に関する情報発信等



一 法教育に関する情報発信等の目的と取組

教員や教育関係者を含め広く広報を実施することで、国民の法教育に対する理解を促進させることが必要である。

目的

法に関する国民の興味・関心の向上

活動

法務省ホームページにおける法教育関連ページにおいて、法教育に関する取組（法教育教材、出前授業・講師派遣等）を掲載するほか、SNS等を利用した広報活動等を行うことで、国民に対して法教育に関する情報発信を行う。

活動
目標

国民が法教育に触れる機会の増加

期間
中の
取組

ホームページでのモデル授業例の公開等

学校現場における法教育授業の実践を促進し、法教育の更なる普及を進めることを目的として、法教育教材を用いたモデル授業の実践内容とその成果について実践報告として公開

- ・小学生向け冊子教材
- ・中学生向け冊子教材
- ・高校生向け冊子教材
- ・高校生向けリーフレット

SNS等による法教育関連情報の発信

法務省ホームページやSNS（法教育マスコットキャラクターハウリス君のX）により法教育関連イベントや法教育教材の周知など法教育に関する情報を発信したり、教育関連の新聞による広告媒体等を介して法教育セミナーなどのイベントを紹介



一 法教育に関する情報発信等の取組状況

法務省ホームページにおける法教育関連ページにおいて、法教育に関する取組（法教育教材、出前授業・講師派遣等）掲載、SNS等を利用した広報活動等を行うことで、国民に対して法教育に関する情報発信を行う。

狙い

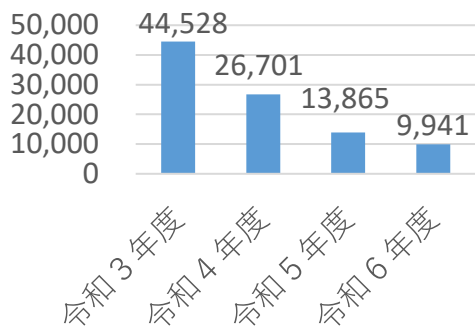
国民が法教育に接する機会の増加や、司法への国民の意識醸成につなげ、法に関する国民の興味・関心を向上させる。

指標

教材の発送件数

令和3年度は高校生リーフレット作成年度で全国に発送したため発送多数、その後減少傾向。令和6年度は依頼があった場合のみ発送を行うように変更している。

(単位：件)



出前授業の実施（再掲）

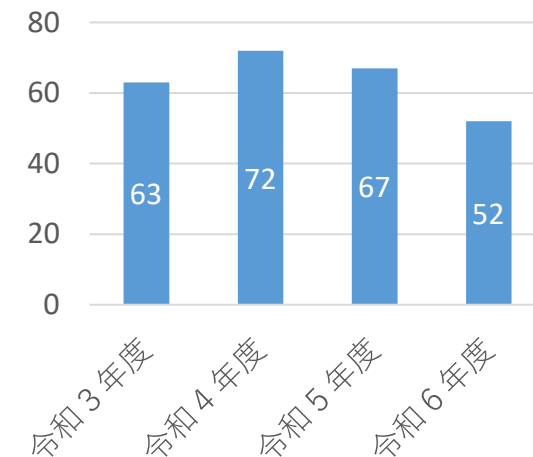
学校現場を含む教育関係機関や様々な団体からの依頼に基づき、法務本省及び各局部課の地方機関で実施。

年度	実施回数	参加人数
令和4年度	3,532回	209,927人
令和5年度	5,319回	235,987人
令和6年度	6,264回	314,641人

X投稿回数

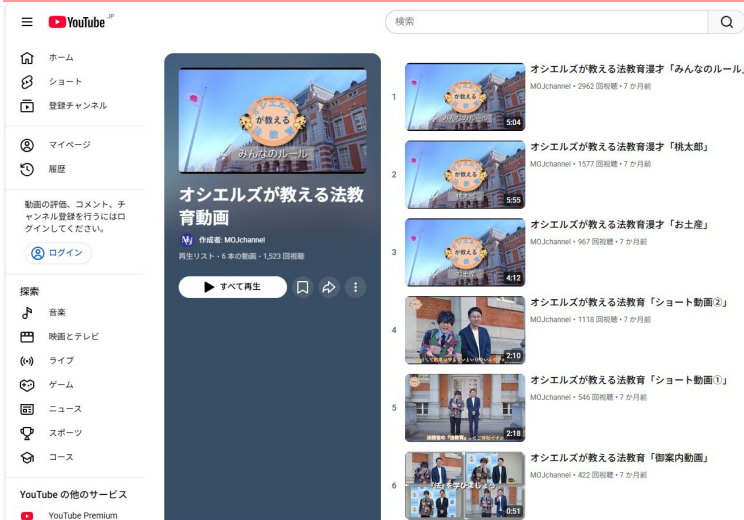
令和4年度をピークに足元では減少傾向が続く。

(単位：回)



一 法教育に関する情報発信等のその他の取組状況

①日本一学校を回るお笑いコンビ「オシエルズ」とコラボした法教育動画を法務省YouTubeチャンネル上に公開



③ホウリス君のイベント参加（X投稿より抜粋）



10月4日に「法の日フェスタ in 赤れんが」を開催したよ！
 イベントでは模擬裁判などをしたんだ～
 みんなに法教育を知ってほしくて張り切っちゃった😁
 法の役割や意義を考えるきっかけになってくれたら嬉しいな！
 #法の日 #法の日フェスタ #法の日週間

QRコード



②法教育広報グッズの配布



①リンク先

https://www.youtube.com/playlist?list=PLSmkcN62qni75HtnWQcZSgh64RuY_m6a

左上：消しゴム、右上：キーホルダー
 左下：紙クリップ、右下：ハンカチ

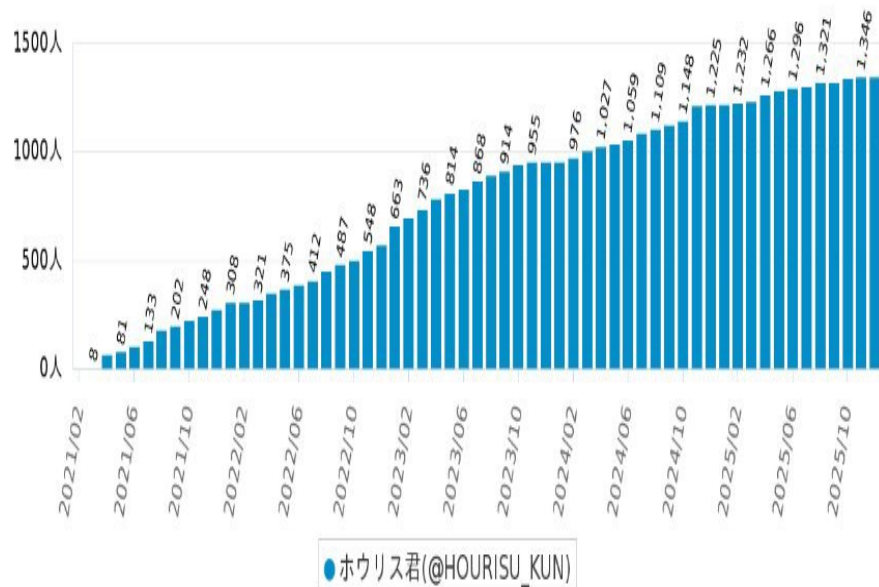
一 法教育の情報発信等のアウトカム：法に関する国民の興味・関心は一定程度、向上

ホウリス君Xを通じた投稿による国民への浸透状況について、参考値として「Xにおけるフォロワー数の推移」を確認したところ、令和3年度以降緩やかではあるが増加傾向にある。

また、国民が法教育への関心を持った結果、法務省の法教育関連のウェブサイト継続的に毎月1,000~3,000件程度のアクセスがあることは、法教育の関心を持っている国民が相当数いることを示唆している。これらの指標からは、法に関する国民の興味・関心は一定程度、向上していることがうかがわれる。

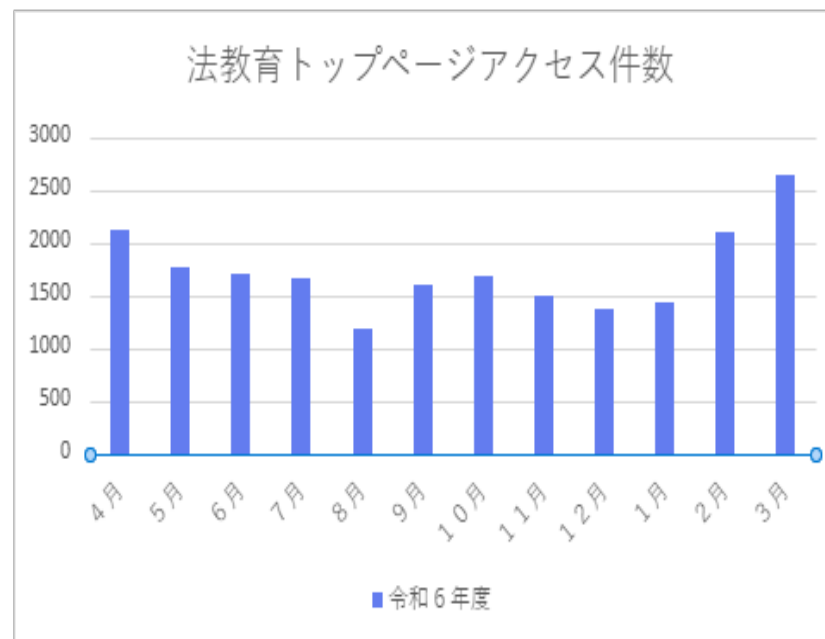
ホウリス君Xへの市民の反応

参考：フォロワー数の推移



法教育の関連ページへのアクセス件数

法教育トップページアクセス件数の推移



➡一方、効果的な発信によって、法に関する国民の関心向上につながっているのかの把握等が今後の課題

5

全体の状況・今後の方向性



一 全体の状況・今後の方向性

全体の状況

- 学校現場における効果的な法教育の実践、法に関する興味・関心は、いずれも一定程度向上しており、「法的なものの考え方」は着実に浸透していると思われる。
- 国民全体への関心も、Xやホームページアクセスを見ると増加していると考えられる。

今後の方向性

学校現場等への支援及び法教育に関する情報発信等を一層充実させることが必要。また、法に関する国民の興味・関心の向上に資するものとなっているか、そもそも評価をするのに必要なデータが得られておらず、今後は施策の有効性を図るのに適切な調査を行うことが重要。

<学校現場等への支援の課題>

法教育の重要性は学校現場の教員において認識されている一方、**法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけについては、十分に伝えることができていない。**



<対応案>

法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけを的確に認識してもらうための取組、たとえばより広く、多くの教員等にアプローチできる法教育セミナーの企画・実施などが必要。

<法教育に関する情報発信等の課題>

法教育に関する情報発信の方法として、法務省ホームページやSNS等を活用しているものの、**効果的な広報活動を行い、法に関する国民の興味・関心が向上させることができるかどうか、法務省ホームページのアクセス状況やSNS(ホウリス君X)のフォロワー数では効果を測定の上、分析することは困難**である。



<対応案>

法教育を実践する教員、法教育を受ける児童・生徒、法教育施策を企画・提供する法務省という3つの視点から、**法に関する国民の興味・関心が向上しているかを測定し、分析を行うことができる方策を検討、実施した上で、その結果を踏まえて、情報発信に関するより適切な施策を実行していく必要がある。**